

貨物軽自動車運送事業者ハンドブック





目 次

1.	貨物軽自動車運送事業(黒ナンバー)の手続きについて・・・・・・・・・1
2.	貨物軽自動車運送事業における軽乗用車の活用について・・・・・・・・・2
3.	貨物軽自動車運送事業の経営届出等の取扱いについて・・・・・・・・・3
4.	貨物軽自動車運送事業経営届出書及び変更等届出書について・・・・・・・・4
5.	【軽乗用】事業用自動車等連絡書について(ご参考)・・・・・・・・・・5
6.	貨物軽自動車運送事業者の皆様へ
	~安全運行を行うために必要な法令遵守のご案内~・・・・・・・・・・・6~7
7.	安全運転管理者制度の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・8
8.	貨物軽自動車運送事業経営届出書および変更届出書記載例・・・・・・・・・9~12
9.	事業用自動車等連絡書記載例・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 3 ~ 1.

1. 貨物軽自動車運送事業 (黒ナンバー) の手続きについて



車両数の変更(増減)			
	車両の代替	事業廃止	
主所などの変更	年間の16目	(廃業する場合)	
・経営変更等届出書		• 廃止届出書	
	**************************************	**************************************	
・事業用自動車等連絡書	・事業用目動車等連絡書 車両入替のため2両分必 要	・事業用自動車等連絡書	
・自動車検査証 ・完成検査終了証 (増車届出の場合) ※コピー可	・自動車検査証 (現在使用の黒ナンバー車両 及び新たに入れる車両が中古 車の場合) ・完成検査終了証	・自動車検査証 ※コピー可	
《経営変更等届出書・事業 用自動車等連絡書は、	※事業用自動車等連絡書は、 正・控の2部必要	※廃止届出書・事業用自 動車等連絡書は、正・控 の2部必要	
· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	事業用自動車等連絡書 自動車検査証 完成検査終了証 (増車届出の場合) コピー可 経営変更等届出書・事業 自動車等連絡書は、 ・控の2部必要	 事業用自動車等連絡書車両入替のため2両分必要 自動車検査証 (現在使用の黒ナンバー車両及び新たに入れる車両が中古車の場合)コピー可 ・完成検査終了証(増車届出の場合)・完成検査終了証(新車の場合)・完成検査終了証(新車の場合)※コピー可 経営変更等届出書・事業自動車等連絡書は、正・控の2部必要 	

運輸支局(輸送担当)で、届出書の提出・連絡書の発行をした後、軽自動車検査協会にてお手続きが必要となります 【お問い合わせ先】 軽自動車検査協会群馬事務所 群馬県前橋市五代町1047番地2

電話番号:050-3716-3109

HP: http://www.keikenkyo.or.jp/

2. 貨物軽自動車運送事業における軽乗用車の活用について



概要

- 軽自動車で貨物運送事業を始めるときは、管轄する運輸支局への届出が必要
- 軽自動車は、輸送能力が限られているため、許可が必要な一般貨物自動車運送事業よりも緩やかな規制(1両からでも届出可能)
- 従前は、最大積載量の記載のある車両に限って認めてきたが、関係者からの要望や「規制改革実施計画」を踏まえ、軽乗用車についても、貨物軽自動車運送事業の用に供することを可能とした (今和4年10月27日施行)

車種別表

排気量	~125CC	125CC超~	~660CC	660CC超~
	徒歩			
	自転車	二輪	軽自動車(貨物)	登録自動車(貨物)
種別	原動機付自転車			
			軽乗用車	
		_		
許可等	許可等不要	貨物	7軽自動車運送事業(届出)	一般貨物自動車運送事業(許可)

3. 貨物軽自動車運送事業の経営届出等の取扱いについて



令和4年10月27日より軽乗用車についても、貨物軽自動車運送事業を営むことができるようになりました。

【大きな変更点】

軽乗用車を使用する場合

- (旧) 構造変更を行い軽貨物車に変更後、貨物軽自動車運送事業の車両として使用
- (新) 構造変更を行わず貨物軽自動車運送事業の車両として使用可能

【積載可能な重量】

積載可能な重量は次のとおりとなっております

<u>(乗車定員-乗車人数)×55kg</u>

軽乗用車(4人乗り)の場合に乗車人数ごとの積載可能な範囲

①運転者だけの乗車 = 165kg

②運転者+1名乗車 = 110kg

③運転者 + 2 名乗車 = 5 5 k g

④4人乗車する場合は軽貨物事業として使用不可

過積載運行だけでなく、 有償旅客運送は行わない ようにしましょう。







4. 貨物軽自動車運送事業経営届出書及び変更等届出書について



経営届出書及び変更等届出書の様式も変更となりました

(IA)	(新)
(IH)	別添2 雇出日 令和 年 月 日
別添1 風出日 令和 年 月 日	関東運輸局 特馬運輸支局長 榖
関東道輸品 肝馬運輸支局長 股 省 物 軽 自 動 車 運 送 事 業 経 営 届 出 書	貸 物 轻 自 勁 車 運 送 事 業 経 営 変 更 等 届 出 書
今後、貨物経白動車運送事業を経営したいので、貨物自動車運送事業法第36条及び同法施行規則第3	今般、貨物駐自動車運送事業の個出事項の変更等について、貨物自動車運送事業法第36条及び同法施行規則 第33条又は第34条の規定により、関係書類を添えて借出いたします。
3条の規定により、関係書類を添えて届出いたします。	届出者の氏名又は名称並びに代表者の氏名 変更予定日 令和 年 月 日
氏名又は名称並びに代表者の氏名及び住所(主たる事務所) 関 始 予 定 日 令和 年 月 日	\$956 to 1
ふりがな	近名又は名称 (通称名:)
氏名又は名称 立た4年8所の名 (通称名:)	代表看氏名
代表者氏名	住 所
住 門 (全元を表現的の位	電話番号
電話番号 関東運輸局 群馬運輸支局長 殿	(A)
事業計画の	A 19, 17 d = 100 Min. do.
世 東	宣響
□ 届出にかかる自動車車庫については、私	に使用権原があることを宣誓します。
事業用 □ 届出にかかる自動車車庫の土地・建物に	、都市計画法等の関係法令に抵触しないことを宣誓します。
「軽(普通) 両	語償の支払い能力を有することを宣誓します。 (4)
自動車	(6/
	【宣誓項目】が追加されました!
乗務員の休息 位	新規の経営届出や営業所の新設、増車の場合等 4
111	に宣誓が必要となります
運送約数 該当する口禰にチェックを入れる)	に旦言が必女となりより
□ 接準貨物軽自動車運送約 (平成15年国土交通省告示第171号)	東 王 珪 由 特
□ 標準貨物軽自動車引越運送約款(平成15年国土交通省告示第172号)	
□ その他運送約款	
運行管理体制を記載した書面	
	運行管理体制を記載した書面
所属営業所名 運行管理の責任者氏名	所属営業所名 運行管理の責任者氏名
個東運輸局 耕馬運輸支局長 股	減果連續尚 群島連輯文局長 叙
盘 थ 書	宜 製 書
□ 届出にかかる自動車車庫については、私に使用権原があることを宣誓します。	□ 届出にかかる自動車車座については、私に使用権度があることを宣響します。
□ 届出にかかる自動車車庫の土地・建物は、都市計画法等の関係法令に抵触しないことを宣誓します。	□ 届出にかかる自動車車座の土地・建物は、都市計画法等の関係法令に抵触しないことを宣誓します。
	□ 貨物の運送に関し支払うことのある損害賠償の支払い能力を有することを宣誓します。
令和 年 月 日	令和 年 月 日
住所	件 所
任 所 氏 名	氏名 4
氏 也 (女致)	(名物)

5. 【軽乗用】事業用自動車等連絡書について(ご参考)





※乗用車だけでなく、最大積載量のある車両についても貨物軽自動車運送事業 経営届出書(変更等届出書)および事業用自動車等連絡書の記載内容は同じです



貨物軽自動車運送事業者に対して、関係法令において<u>次に示すような安全確保等</u>にかかる規定がありますので、これらを遵守いただき安全運行につとめてください

「主な安全規制」

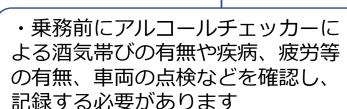
・休憩や休息が十分とれるように、勤務時間及び乗 務時間を定めていただき、これを遵守しましょう





・貨物の運送に関する 損害賠償に対応できる 任意保険等(軽貨物事業専用) に加入しましょう











・軽乗用を使用した場合でも、

「旅客の運送」はできません。

ので、ご注意下さい



表

・過積載運行はやめましょう

軽乗用車(4人乗り)の場合に乗車人数ごとの積載可能な範囲は以下のとおりです。

- ①運転者だけの乗車=165kg
- ②運転者+1名乗車=110kg
- ③運転者 + 2名乗車 = 5 5 kg
- ④ 4 人乗車する場合は軽貨物事業として 使用不可



・車両に名称、氏名若しくは 記号を見やすいように表示し ましょう ・視野もしくはハンドルその他の 装置の操作を妨げることとなる ような積載はやめましょう(道交法)





- ・運転者を雇用している場合は、「表面」の安全規制の他、次の事項も実施しなければなりません
- ・営業所ごとに事業用自動車を10両以上配置する場合、整備管理者の選任が必要となります

・運転者を雇用している場合、乗務前に 酒気帯びの有無や疾病、 疲労等の有無、車両の 点検などを確認し、安全 な運行を行うための指示、 いわゆる「点呼」を実施し ましょう



※乗務後も同様に「点呼」が必要です

・過積載にならないよう運転者に適切 に指導しましょう



軽乗用車(4人乗り)の場合に乗車人数ご との積載可能な範囲は以下のとおりです。

- ①運転者だけの乗車 = 165ka
- ②運転者+1名乗車=110ka
- ③運転者+2名乗車=55kg
- ④4人乗車する場合は軽貨物事業として使 用不可

・安全な運行を行うため、 運転手に適切な指導を実施 し、その結果を記録しましょう





これら「主な安全規制」は、遵守しなければならない 一例となります

詳しくは

「貨物自動車運送事業輸送安全規則」をご確認いただくか 「各都道府県の運輸支局輸送担当」まで、ご連絡ください







7. 安全運転管理者制度の概要



1 安全運転管理者の選任義務

一定台数以上の自動車を使用する自動車の使用者は、自動車の使用の本拠(事業所等)ごとに、 自動車の安全な運転に必要な業務を行う者として安全運転管理者の選任を行わなければなりません。 ※運行管理者等を置く自動車運送事業者、第二種貨物利用運送事業者及び自家用有償旅客運送事業者の事業所は対象外

2 安全運転管理者の選任を必要とする自動車の台数

- 乗車定員が11人以上の自動車 1台以上
- その他の自動車
- 5台以上
- ※ 大型自動二輪車又は普通自動二輪車は、それぞれ1台を0.5台として計算
- ※ 台数が20台以上40台未満の場合は副安全運転管理者を1人、40台以上の場合は 20台を増すごとに1人の副安全運転管理者の選任が必要

3 安全運転管理者等の要件

安全運転管理者

20歳以上

(副安全運転管理者が置かれる場合は30歳以上)

自動車の運転の管理に関し2年以上の実 務の経験を有する者等

副安全運転管理者

20歳以上

自動車の運転の管理に関し1年 以上の実務の経験を有する者等

<欠格事項>

- 過去2年以内に都道府県公安委員会による安全運転管理者等の解任命令を受けた者
- 次の違反行為をして2年経過していない者

酒酔い・酒気帯び運転、麻薬等運転、妨害運転、無免許運転、救藤義務違反、飲酒運転に関し車両等を提供する行為、 酒類を提供する行為及び要求・依頼して同乗する行為、無免許運転に関し自動車等を提供する行為及び要求・依頼して同乗する行為、 自動車の使用制限命令違反

○ 次の違反を下命・容認してから2年経過していない者 酒酔い・酒気帯び運転、麻薬等運転、過労運転、無免許運転、大型自動車等の無資格運転、最高速度違反、積載制限違反運転、 放置駐車違反

4 安全運転管理者等の業務

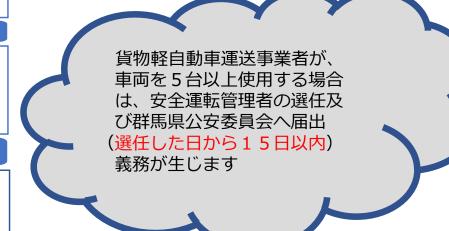
- (運転者の状況把握
- 長距離、夜間運転時の交代要員の配置
- 点呼等による過労、病気その他正常な運転をすることが できないおそれの有無の確認と必要な指示
- 運転者の酒気帯びの有無の確認
- 運転日誌の備え付けと記録

- 安全運転確保のための運行計画の作成
- 異常気象時等の安全確保の措置
- 酒気帯びの有無の確認内容の記録・保存
- 運転者に対する安全運転指導

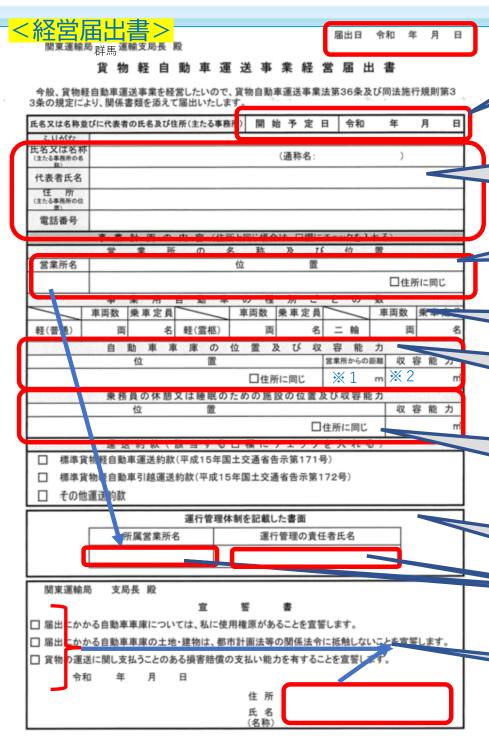
5 安全運転管理者等の選任の届出義務

安全運転管理者を選任したときは、選任した日から15日以内に都道府県公安委員会に届け出なければなりません。

届出に関する御質問については、自動車の使用の本拠の位置を管轄する都道府県警察又は警察署にお問い合わせください。







事業を営む予定日を記載

貨物軽自動車運送事業を営む方の

「氏名又は名称(法人)」、「住所」、「連絡先」を記載

- ※通称名(例:○○運輸、○○運送等)を使用する場合は、通称名 についても記載
- ※個人事業主の場合、住民票上の住所を記載

【営業所】運送事業を営む営業所の名称と住所の記載 「住所」と同じ場合はチェック「レ」のみ

貨物軽自動車運送事業で使用される車両数の記載 軽(普通)、軽(霊柩)、二輪のいずれかに「〇両」、「〇名」と記載

貨物軽自動車運送事業で使用される車庫の住所を記載

- ※1営業所から車庫までの直線距離を記載
- ※2収容能力は車庫として貨物軽車両を置くスペースの面積を記載

貨物軽自動車運送事業で使用される休憩又は休憩睡眠施設の住所を記載収容能力は休憩又は休憩睡眠施設として使用するスペースの面積を記載

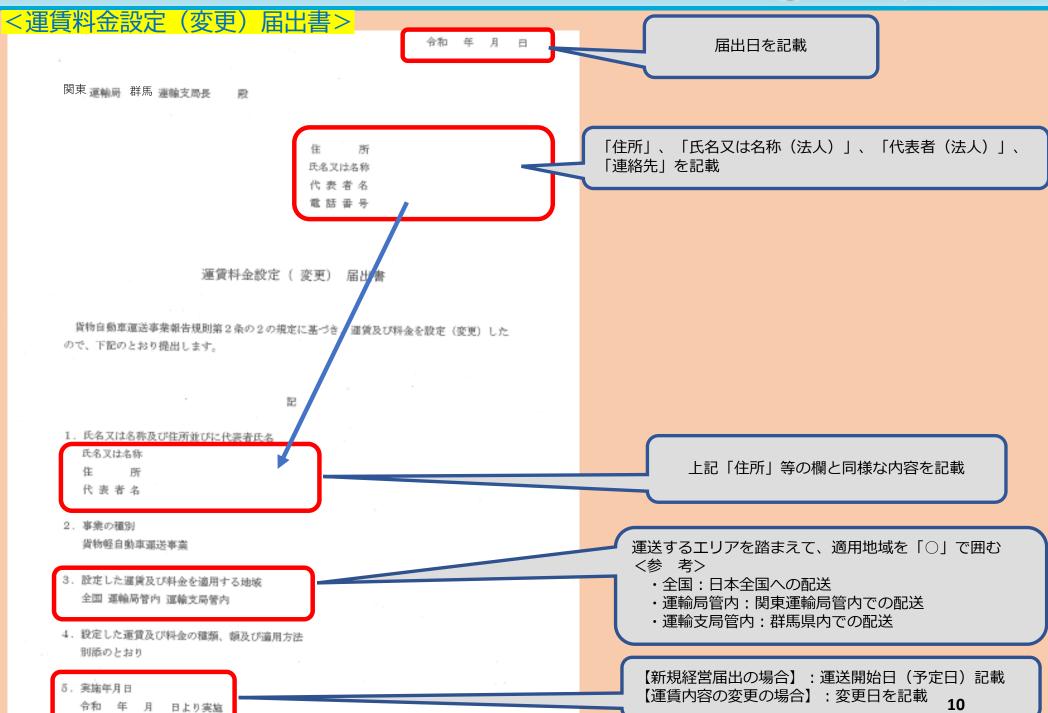
実際に使用される運送約款にチェック「レ」 独自で運送約款の作成をされている場合は 【その他運送約款】にチェック「レ」をし、作成された約款を添付

上記「営業所名」をそのまま記載

運行管理責任者の氏名を記載

各項目(3項目)の内容をご確認の上、チェック「レ」をし、届出者の氏名又は名称(法人)、住所を記載



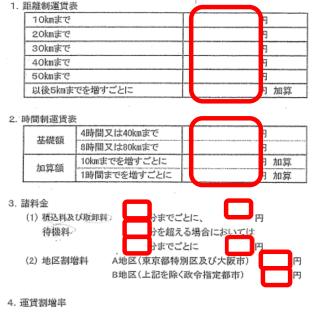




-<運賃料金表>

<参考様式>

<貨物軽自動車運送事業運賃料金表>



(3) 冬期割増

地域	期間	割増率
北海道	自 11月16日 至 4月15日	
青森県・秋田県・山形県・新潟県・長野県・富山県・石川県・福井県・鳥取県・島根県の全県		
岩手県のうち北上市・久慈市・遠野市・二戸市・八幡平市・滝沢市・九戸郡・二戸郡・上閉 伊郡・下閉伊郡・岩手郡・和賀郡	自 12月1日	割
福島県のうち会津若松市・喜多方市・南会津郡・耶麻郡・大沼郡・河沼郡	至 3月31日	
岐阜県のうち高山市・飛騨市・下呂市・郡上市・大野郡		1

(4) 休日割増 日曜祝祭日に運送した距離に限る (5) 深夜・早朝割増

午後10時から午前5時までに運送した距離 5. 消費税及び地方消費税の加算(免税対象となる取引は除く。)

運賃料金総額 × 消費税法等に基づく税率

- 6. 運賃料金適用方法
- (1) 運賃料金は、使用車両1車1回の運送ごとに計算します。
- (2) 運賃は、運賃表に掲げてある金額(以下「基準運賃」という。)の上下それそれ。2000 範囲内で計算します。
- (3) 割増率・割引率が適用される場合は、基準運賃にそれぞれの率を乗じた金額を基準運賃に加減した上で、上下それぞれ 9 の範囲内で計算します。
- (4) 運賃料金を計算する場合において生じた端数は、100円単位に切り上げるものとします。
- (5) 運送距離は、1車1回の運送ごとの実車キロ程によるものとし、経路が2途以上ある時は、その最短となる経路のキロ程により計算します。
- (6) 2種類以上の割増率又は割引率が重複する場合は、それぞれの率をあらかじめ加減した上で計算します。
- (7) 3ヶ月以上にわたる文書による運送契約については、基準運賃に対して %以内の割引率を適用することができます。
- (8) 往復輸送の場合は、復路及び復路の基準運賃について、それぞ %以下の割引率を適用することができます。
- (9) 荷送人又は荷受人の依頼により貨物の積込み又は取卸しを引き受けた場合には積込料又は取卸料を収受します。
- (10) 車両が貨物の発地又は着地に到着後、荷送人又は荷受人の責により待機した時間(荷送人又は荷受人が貨物の積込み若しくは取卸し又は附帯業務を行う場合における待機した時間を含む。)に応じて待機時間料を収受します。ただし、1回の運送において2箇所以上で待機が発生する場合は、それぞれについて合計するものとします。
- (11) 貨物の発地又は着地が東京都特別区又は政令指定都市の場合は、所定の地区割増料を収受します。
- (12) 有料道路利用料、フェリー利用料、附帯作業等にかかる費用は、実費として収受します。
- (13) 時間制運賃の走行キロ及び時間の計算は、使用車両が荷主の指定した場所に到着した時から、その作業が終了して車庫に帰着するまでとします。
- (14) この適用方法に定めのない事項は、法令に反しない範囲で当時者の取り決め又は慣習によるものとします。

(1) 品目割増

項目	内. 容	割増率
易損品	電子計算機等の精密機器とその部品 みこし、仏壇、神仏像、ピアノ類	割以上の臨時の 約束による
危険品	高圧ガス取締法、消防法及び毒物劇 取締法に定める品目	約束による
心灰麻	火薬類取締法に定める品目、放射性 質及びこれに類するもの	割以上の臨時の 約束による
特殊物件	引越荷物、生きた動物、鮮魚介類	割
汚わい品	塵芥等の廃棄物、し尿等	割
貴重品·高 価品	貨物運送約款第9条第1項に掲げる貨物	割以上の臨時の 約束による

(2) 特大品割増

1個の長さが荷台の長さにその長さの1割を加えた。割以上の臨時のの、重量100kg又は容積1㎡以上のもの約束による

料金設定は、ご自身で定めた金額をご記載ください こちらの運賃料金表ではなく任意の様式で運賃料金表を作成しご提出していただくことも可能です

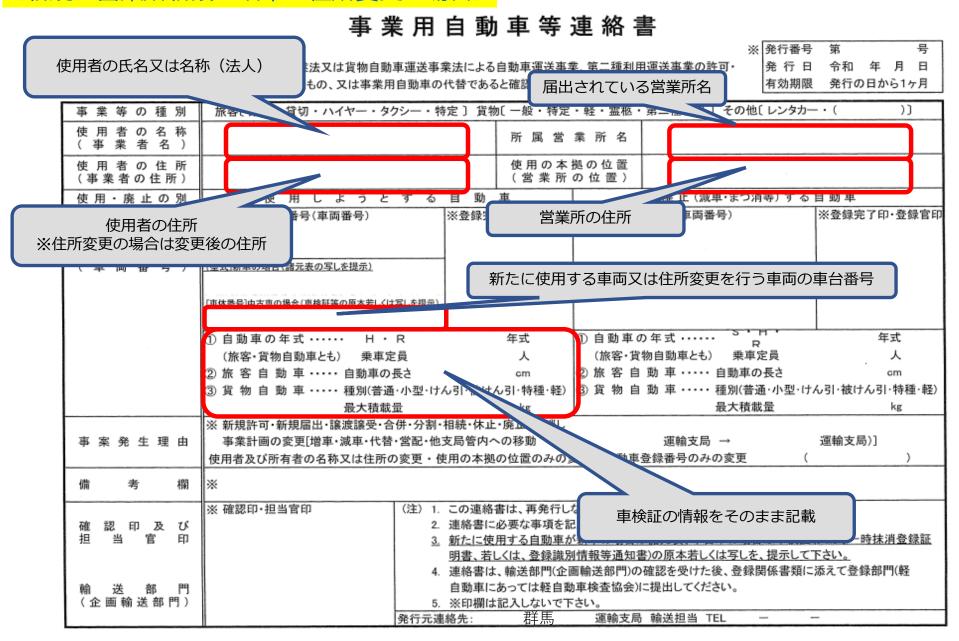


-<変更届出書>	
別 添 2 届出日 令和 年 月 日 関東運輸局 群馬運輸支局長 股	届出日を記載変更予定日を記載
貨物 軽 自 動 車 運 送 事 業 経 営 変 更 等 届 出 書	
◆M や物質点動画演送車乗の原山車塔の楽画等について 作物点動画演送車乗注等96条及び原注体に提削	届出されている方の氏名又は名称(法人)、住所、電話番号の記載
す版、貝物経日助平進込事業の周田事項の反交等について、貝物目則平進込事業は第30米及び同法施刊規則 第33条又は第34条の規定により、関係書類を添えて届出いた」ます	※住所等変更があった場合は変更後の内容で記載
届出者の氏名又は名称並びに代表者の氏名 変更予定日 令和 年 月 日	
ふりがな 氏名又は名称 (通称名:)	
	変更があった番号の欄に、新旧で内容を記載(台数のみの変更の場合は不要)
代表者氏名	
住 所	
電話番号	届出されている営業所名を記載
届 出 内 ① 氏名又は名称及び住所(主たる事務所の名称及び位置) ④ 事業用自動車	台数の変更については、変更前・後の事業用自動車数を必ず記載
(2) 代表者 (3) 営業所の名称及び位置 (6) 乗務員の休憩又は睡眠の施設の位置及び収容能力	【例】増車の場合(旧)2両→(新)3両
③ 営業所の名称及び位置 ⑤ 乗務員の休憩又は睡眠の施設の位置及び収容能力	減車の場合(旧)5両→(新)4両
	廃止の場合(旧)1両→(新)0台
2	※増車の場合の注意点
	増車に伴い届出している自動車車庫の面積が不足している場合、自動車車庫の
軽(普通) 両(名)軽(普通) 両(名) 軽(電枢) 両(名)軽(電枢) 両(収容能力も記載【例】(旧)10㎡→(新)20㎡
位置位置 位置 家業所が	化物权力表表演学市类不住四大权工作和立体体的呼吸控制内体扩大司券
(5) 下ままた もの言葉 もの言葉 収容能力 m 下ままれが もの言葉 もの音楽 m	貨物軽自動車運送事業で使用される休憩又は休憩睡眠施設の住所を記載
位置位置	収容能力は休憩又は休憩睡眠施設として使用するスペースの面積を記載
廃止の場合はチェック「レ」	【例】(旧)30㎡→(新)50㎡
□ 廃止届出	
д д ш ч	変更理由等を記載
	【例】〇増車の場合:仕事量増加のため 〇減車の場合:車両故障のため
	○車両入替の場合:車両が古くなっため
運行管理体制を記載した書面	〇廃止の場合:令和〇年〇月〇日(「届出日」より前)事業廃止のため
所属営業所名 運行管理の責任者氏名	住所変更の場合(個人)令和○年○月○日付け引越のため
	(法人)令和○年○月○日付け本社所在地及び営業所の移転を
関東運輸局 群馬運輸支局長 股	行うため
1 1 1	
□ 届出にかかる自動車車庫については、私に使用権原があることを宣誓します。	営業所の新設の場合記載
□ 届 III = 1 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	HZIGATE AND HEBOTA
□ 貨物の運送に関し支払うことのある損害賠償の支払い能力を有することを宣誓します。	車庫の新設、位置の変更、収容能力拡大、増車の場合記載
令和 年 月 日	各項目の内容(増車の場合は一番下のみ)をご確認の上、チェック「1/2」をし、
住 所 氏 名	届出者の氏名又は名称(法人)、住所を記載
(名称)	

9. 事業用自動車等連絡書記載例(新規・営業所新設・増車・住所変更の場合)



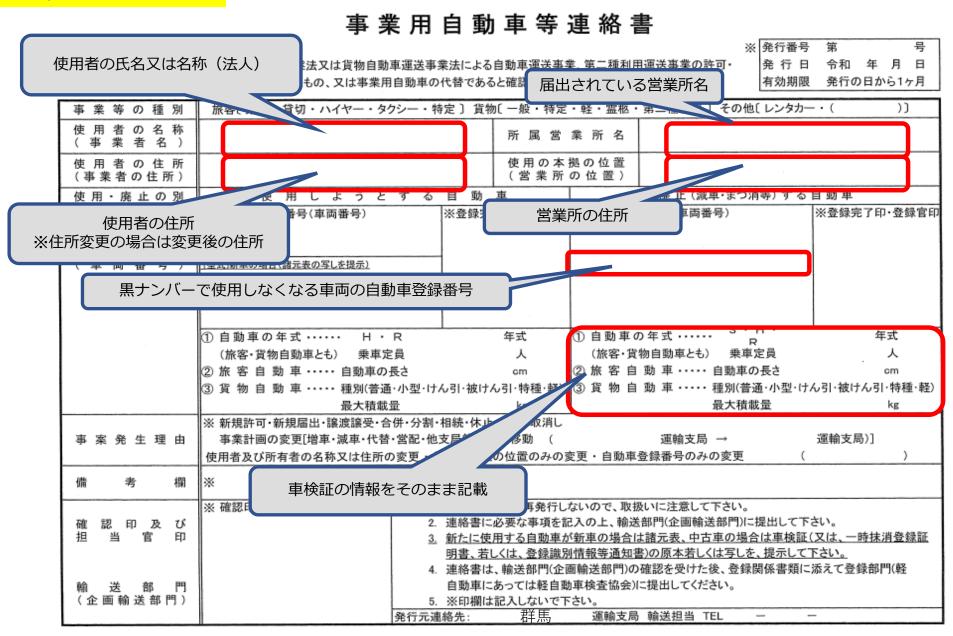
<新規・営業所新設・増車・住所変更の場合>



9. 事業用自動車等連絡書記載例(減車・廃止の場合)



<減車・廃止の場合>



9. 事業用自動車等連絡書記載例(代替の場合)



く代替の場合>

